

平成 21 年度第 5 回

八戸市健康福祉審議会 介護・高齢福祉部会

日時：平成 21 年 10 月 7 日（水）

午後 2 時

場所：八戸市庁 別館 2 階会議室 C

次 第

1. 開会

2. 議事

（1）ショートステイの増設について

（2）介護予防支援業務委託事業者の承認について

3. 閉会

(1)

ショートステイの増設について

ショートステイの増設について

1. 経緯

「第4期八戸市高齢者福祉計画」においては、22年度整備予定の小規模特養に併設するショートステイ10床の整備を計画していたが、平成22年度の県の整備方針によると、特養を改築する場合に限りショートステイの増設が認められることとなったことから、改築予定のある2事業所（やくら荘、瑞光園）からショートステイ10床ずつ計20床の増設に係る要望書の提出があった。

今回要望のあった20床については計画外の整備であるが、特養の改築に併せての一体的な整備であることから、経営の効率化が図られ、将来の安定した施設運営に寄与するものである。このため、市としては認めたい意向であり、八戸市健康福祉審議会介護・高齢福祉部会においてご審議いただくこととなった。

なお、22年度特養増床の「光葉園」及び「えんぶり物語」については、増築での対応であり、ショートステイ増床の意向は無いことを確認済みである。

2. 要望の内容

やくら荘・・・現在の特養施設は老朽化しており、民間移譲後の特養増床に際しては改築が不可欠である。この改築の機会にショートステイを一体的に整備することにより、利用者からの要望に応え、経営の安定化を図り、円滑な民間移譲を行いたい。

瑞光園・・・22年度において特養の20床増床が認められたことにより、既存の特養50床も含めた70床の施設へ増改築を計画している。今回の建物新築を機にショートステイ10床も一体的に整備することにより、ショートステイ利用者の要望に応え、施設の安定的な運営を図りたい。

3. 整備計画

- 22年度 瑞光園 ショートステイ10床増床
(22年度末サービス開始予定)
- 23年度 やくら荘 ショートステイ10床増床
(民間移譲後23年度末サービス開始予定)

4. 第4期計画期間(21～23年度)における給付費への影響見込額

やくら荘のサービス開始が23年度末であるため、第4期計画への影響は無いものとし、瑞光園の10床が22年度末開始で1年分の影響があると想定。

約3,500万円の増(八戸市民のみの利用でフル稼働した場合)

平成21年3月末現在での財政調整基金残高6億7,800万円のうち、第4期中に取り崩す見込みの2億6,800万円を控除した残額が4億1,000万円であるため、給付費の増加には対応可能である。

事 務 連 絡

平成 21 年 9 月 10 日

八戸市健康福祉審議会
介護・高齢福祉部会
会長 坂 本 美 洋 様

八戸地域広域市町村圏事務組合
事務局長 高 橋 克 雄

特別養護老人ホーム「やくら荘」のショートステイについて

当組合では、貴部会の審議を受け、やくら荘の民間移譲応募要項に増床に関する項目を設けることで作業を進めております。

当施設は老朽化しているため増床にあたっては改築が必須となります。

県の平成 22 年度健康福祉関係施設整備方針によりますと、ショートステイ専用居室について特別養護老人ホームの改築に併せて整備する場合のみ創設及び改築を検討するとあることから、この際利用者から要望の多いショートステイ専用居室 10 床の整備も民間移譲募集要項に設けたいと考えております。

ショートステイを整備することにより、施設の経営がより安定すると聞いておりますので、円滑な民間移譲のため、やくら荘のショートステイについても特段のお取り計らいをお願いいたします。

担当：八戸地域広域市町村圏事務組合
事務局 総務部総務課 小 林
TEL 70-1100 FAX 23-4848

要 望 書

八戸市健康福祉審議会

会長 坂本美洋 殿

当法人は、昭和54年4月1日に特別養護老人ホームを設置経営させていただいております。

短期入所施設につきましては、昭和56年4月から地域在宅福祉サービス事業(老人短期入所事業：2名定員)として開始し、新たに平成11年5月に短期入所施設(12名定員)を建設したところであります。

今般、平成21年度第2回八戸市健康福祉審議会「介護・高齢福祉部会」で特別養護老人ホームの20床の増床が承認され、更にこの機会に特別養護老人ホームの施設の老朽化と居住環境の改善のために全面改修を計画したところであります。

この施設建築の機会に八戸地域の短期入所利用の強い要望に応えかつ、安定経営を図るために短期入所施設の増床(10床)を計画いたしたく、ここに特段のお計らいをお願い申し上げます。

平成21年9月14日

社会福祉法人 同伸会

理事長 岩 淵 惣



平成 22 年度健康福祉関係施設整備方針

I 基本的な考え方

平成 22 年度の健康福祉関係施設の整備については、本県の極めて厳しい財政事情を踏まえ、真に必要性、緊急性が認められた施設に限定して検討することとする。

なお、検討に当たっては、利用者本位の視点に立ち、地域における諸条件を勘案しながら進めることとし、その際の基本的な考え方は次のとおりとする。

- 1 施設の種別ごとに需要を精査し、計画的に施設を整備する。
- 2 利用者の生活の質を重視し、ゆとりのある居住空間やプライバシーの確保に配慮した施設を整備する。
- 3 在宅福祉対策を促進するための通所型・利用型施設を整備する。
- 4 地域の特性に配慮した施設の整備を促進するとともに、施設の複合化等について検討する。
- 5 老朽化の著しい施設については、入所児(者)の処遇等を考慮した改築整備をする。
- 6 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築に資する施設を整備する。

II 整備方針

1 高齢福祉保険課所管施設

(1) 特別養護老人ホーム(改築)

- ① 特別養護老人ホームについて、老朽化の程度が著しく、緊急性の高いものについて、改築整備を検討する。
- ② 特別養護老人ホームの改築整備に当たっては、個室ユニットケア型施設の整備を優先するが、低所得者の入所に配慮するため多床室も認めることとし、多床室の割合は増床数の 50%以下とする。

(2) 特別養護老人ホーム及び老人保健施設(増床)

- ① 法人の安定した運営を図るため、法人の意向及び市町村のニーズを踏まえながら、増床整備を検討する。
- ② 増床整備に当たって、個室ユニットケア型施設の整備を優先するが、低所得者の入所に配慮するため多床室も検討する。
- ③ 増床に要する費用は、自主財源とする。

(3) ショートステイ専用居室

特別養護老人ホームの改築に併せて整備する場合のみ創設及び改築を検討する。

(2)

介護予防支援業務委託事業所の承認について

介護予防支援業務委託事業者の承認について

(1) 委託事業所

	法人名	事業所名	所在地
新規	合同会社 居宅介護支援事業所さわやか	合同会社 居宅介護支援事業所さわやか	八戸市大字妙字東 8 番地 17 号
事後承認	有限会社 介護福祉サービス	有限会社 介護福祉サービス 高島平介護センター	東京都板橋区高島平二丁目 26 番 3-107 号

(2) 給付管理者数について

	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
さわやか	—	8	5	5	3	4	25
高島平介護センター	—	40	36	27	15	15	133

※21 年 8 月

(3) 職員に関する事項

事業所	常勤・非常勤の別	専従・兼務 の別	経験年数 (年)	受持利用者数 (人)	給付管理者数 (人)
さわやか	常勤	兼務	6	25	25
高島平介護センター	常勤	専従	2	33	31

※基準日は 21 年 9 月 1 日

(4) 委託事業所数

当該事業所を含めて、委託事業所数 58事業所、委託可能見込み数 996件